

## 葉山町国民健康保険運営協議会議事録

### 1 開 会

会長あいさつ

国民健康保険運営協議会規則第3条第3項の規定により、委員全員出席のため本会議は成立  
同第2条第3項の規定により、副会長の選任  
同第5条第2項の規定により、会議録署名委員を2名選出

### 2 議 題

#### (1) 平成29年度葉山町国民健康保険料(案)について

(会 長) 議題1 平成29年度葉山町国民健康保険料(案)について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 説明をさせていただく前に、資料の確認をさせていただきます。お手元に、「運営協議会次第」、「委員名簿」、「国民健康保険運営協議会規則」、「議題1 平成29年度葉山町国民健康保険料(案)について」、「国民健康保険の保険料について」、「保険料額比較表」、「平成28年度及び平成29年度における年間保険料の比較」がございます。よろしいでしょうか。

議題1を説明させていただく前に、用語の定義等について資料を用意させていただきました。お手元の「国民健康保険の保険料について」をご覧ください。

国民健康保険の構成として、被保険者の医療費を賄う分、後期高齢者医療制度への支援をする分及び介護保険の費用として負担する分の3つに分かれます。なお、介護分は40歳から64歳までの方に納めていただきます。

賦課総額についてですが、医療費等の総額から、補助金・繰入金等を差し引いた残りを保険料として、被保険者から徴収をさせていただきます。1年間に必要とされる保険料の総額を決定し、被保険者数や所得等で按分して、保険料を決定することとなります。

国民健康保険料は、前年度の所得に応じ保険料の支払い能力に着目し賦課する応能割額と、一世帯・一人当たりという利益を享受することに対して賦課する応益割額に分かれます。応能割額及び応益割額に対する割合については、葉山町国民健康保険条例第12条の規定により、所得割55%・均等割30%・平等割15%に定められています。

賦課限度額についてですが、保険料には上限が定められており、平成29年度においては医療分54万円・支援分19万円・介護分16万円となっております。

所得割の賦課方式についてですが、平成25年度からの所得割の賦課方式を、「住民税方式」(総所得金額等 - 基礎控除額(33万円) - 所得控除)から「旧ただし書き方式」(総所得金額等 - 基礎控除額(33万円))に変更し賦課額を計算していますが、急激な保険料の変動を避けるため、激変緩和措置として、平成25年度から平成

29年度の5年間において、「旧ただし書き方式」から「住民税方式」との差額に一定の割合を減額する措置をとっており、平成29年度においては激変緩和措置の最終年度となっております。

保険料の納付方法についてですが、年度（4月～翌年3月）分を世帯単位で計算し、世帯主あてに支払いをお願いしています。年間の保険料が6月に確定しますので、1年間分を6月から翌年3月までの10回に分けて納めていただいております。また、徴収方法についても、納付書や口座振替で納付する普通徴収と年金から直接天引きする特別徴収があります。

平成29年度における制度改正について御説明をさせていただきます。「低所得者に係る保険料軽減の拡充」でございますが、低所得者に対する保険料軽減措置のうち5割・2割軽減が拡充されたことにより、被保険者の均等割・平等割額を減額する基準を変更しました。5割軽減の基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額を26万5千円から27万円に、2割軽減の基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額を48万円から49万円に変更しました。各世帯数による軽減額については、軽減早見表をご参考いただければと思います。

次に、国保制度改革についてですが、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、当該都道府県内の市町村と共に国保の運営を担うこととなります。先ず「財政運営」についてですが、都道府県は、財政運営の責任主体として、財政運営基金の運営を行い、また、市町村ごとの事業費納付金を決定します。市町村は、都道府県が決定した事業費納付金を都道府県に納付することとなります。「資格管理」については、主に市町村が被保険者証の発行等の資格管理を行うこととなります。「保険料の決定等」については、都道府県は市町村ごとの標準保険料率を算定・公表し、市町村は都道府県が算出した標準保険料率を参考に保険料を決定し、保険料の賦課・徴収を行います。「保険給付」については、都道府県は給付に必要な費用を、全額、市町村に支払い、市町村は保険給付の決定をして給付することとなります。「運営協議会」については、都道府県・市町村共に設置されます。「保健事業」については、現行どおり市町村で行います。

それでは、議題1について順次ご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。葉山町においては、国民健康保険の保険料率の算定を毎年試算して、その年度の料率を決定していますが、これは、保険料の当初予算額を確保するために算定するものでございます。保険料の当初予算額の試算方法については、医療機関等に支払う医療費や国保運営に必要な経費等の合計額を試算し、その金額から国・県等からの補助金等を差し引き、残りの金額を国保の保険料として被保険者の皆様に負担していただくこととしています。

次に、保険料をどのように決めていくかということとなりますが、保険料は、応能割と応益割の二つに分かれています。応能割は被保険者の皆様の所得に応じて負担していただくもので、応益割は被保険者の皆様に均等に負担していただくものとなります。この応能・応益割の割合につきましては、各市町村の実情により異なりますが、葉山町においては、町条例により応能割55%、応益割45%としております。

応能割につきましては所得割でございますが、応益割につきましては均等割及び平等割があり、均等割は加入者一人当りに対し算定し、平等割は一世帯当りに対し算定をします。各々の比率につきましては、町条例により均等割 30%、平等割 15%と定めております。この他に、後期高齢者医療支援金として納付していただく分と、国保加入者の 40 歳から 64 歳までの方は、国民健康保険料と一緒に介護保険料についても納付していただくこととなっており、これは各市町村が支払基金に拠出金として納める後期高齢者納付金、介護納付金を基に算定いたします。こちらにつきましても、先程ご説明させていただきましたものと同様な割合で町条例により定めてございます。

平成 29 年度保険料率を算定するにあたり、被保険者 1 人当りの算定基礎額（総所得額 - 基礎控除額）についても加味しております。因みに、平成 28 年度算定時における算定基礎額（一般分）は、93 億 5,635 万 9,245 円、一般被保険者数 9,188 人、被保険者 1 人当りの算定基礎額 101 万 8,323 円、平成 29 年度算定時における算定基礎額（一般分）は、83 億 5,951 万 9,447 円、一般被保険者数 8,751 人、被保険者 1 人当りの算定基礎額 95 万 5,264 円で、保険料の基となる算定基礎額が 10.65%減少していることとなります。

ただいま、ご説明させていただきました方法により、医療分・支援分・介護分の国民健康保険料率を算定いたしますと、平成 29 年度の保険料率につきましては、お手元の資料に記載してありますとおりでございます。

医療分につきましては、所得割の料率が 5.70%、均等割が 20,000 円、平等割が 17,000 円で、1 人当りの保険料で比較しますと 63,019 円となり、平成 28 年度と比較しますと 1,422 円の増額となっております。また、一世帯当りの保険料で比較しますと 104,546 円となり、平成 28 年度と比較しますと 911 円の増額となっております。増額の要因としては、激変緩和率の減少（40% 20%）によるものでございます。

2 ページをご覧ください。

後期高齢者支援分につきましては、所得割の料率が 3.00%、均等割が 8,000 円、平等割が 7,000 円で、1 人当りの保険料で比較しますと 28,450 円となり、平成 28 年度と比較しますと 432 円の増額となっております。また、一世帯当りの保険料で比較しますと 47,197 円となり、平成 28 年度と比較しますと 57 円の増額となっております。増額の要因としては、激変緩和率の減少（40% 20%）によるものでございます。

3 ページをご覧ください。

介護分につきましては、所得割の料率が 2.45%、均等割が 9,400 円、平等割が 5,200 円で、1 人当りの保険料で比較しますと 31,470 円となり、平成 28 年度と比較しますと 611 円の増額となっております。また、一世帯当りの保険料で比較しますと 38,515 円となり、平成 28 年度と比較しますと 550 円の増額となっております。増額の要因としては、激変緩和率の減少（40% 20%）によるものでございます。

4 ページにつきましては、今までご説明させていただきました総括でございます。

次に、「保険料額比較表」をご覧ください。28年度と29年度の予算の比較を添付させていただいておりますが、29年度の保険料額については、保険料一般で医療が4億7,718万8千円、支援が2億1,713万1千円、介護が9,824万4千円をベースに計算させていただいており、前年対比で2,313万7千円の減額となっております。

また、最後に28年度と29年度の年間保険料との比較をつけさせていただきました。9パターンの条件設定をした場合の28年度と29年度の比較表でございます。同一条件で試算したところ、昨年度は6パターンでプラスになりましたが、今年度は8パターンでプラス（介護を除くと7パターンでプラス）となります。こちらにつきましても、保険料率は下がりましたが、激変緩和率が40%から20%に変更したことにより、保険料が徐々に増加したものと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

#### 【質疑・意見】

（委員） 支援分については、どこに支払うのか？

（事務局） 後期高齢者支援金として、支払基金に納付をすることとなっている。

（委員） 納付する額は、どのように決まっているのか？

（事務局） 全国的に必要な医療費の額から逆算して、各都道府県に金額を提示した後に、各自治体の被保険者数・医療費等の割合により、必要な額を割り振られているものかと思われる。

（委員） 各都道府県に割り振る際に、どのような算定基準で計算しているのか？

（事務局） 後期高齢者の事業については、国庫補助金等で1/2を対応している。その他に納付金・支援分の保険料等で対応している。

（委員） 都道府県別に割り振る際に、どのような基準で割り振っているのか？

（事務局） 後期高齢者の被保数割合等を基に割り振っていると思う。

（委員） 計算式はどうなっているのか？

（事務局） 計算式については、資料が手元に無いので分からない。

（委員） 後期高齢者の被保数が多い都道府県は、負担が大きいということなのか？

（事務局） そのように理解している。

（委員） 医師国保で聞いたことだが、1人当たりの金額については0歳～74歳の被保険者で割るようなことを言っていたが。例えば、一つの都道府県に後期高齢者が集中していたとしても、0歳～74歳の被保険者が後期高齢者に係る不足額について均等に支払う計算によって割り振られるようなことを聞いているが。

（事務局） 後期高齢者支援金の計算方式等について、次回の運協までに確認をしてお知らせすることとする。

（委員） 後期高齢者の数によって支援額が変わることを初めて聞いたので、確認をお願いしたい。

（委員） 激変緩和率が40%から20%に下がったことにより保険料は微増しているようだが、被保険者数の減少は関係ないのか？

（事務局） 被保険者数と療養給付費が同じように減少していくとすれば、基本的に保険料について変わりは無いと思う。保険料については、トータルで必要な金額から補助金

等を差し引いて不足した部分について負担してもらうこととなる。控除額が多い方については激変緩和の影響が出てくる。

(委員) 今年度が激変緩和の最終年となるので、H31 年度から保険料の変動も落ち着くようなことなのか？

(事務局) H30 年度から制度改正(都道府県化)があり、保険料等について未知数な部分がある。標準保険料率が提示されるが、保険料の最終決定は各自治体で決めることとなる。

(会長) 一般会計からの繰入額(7,000 万円)が、保険料の決定に左右されることとなるのか？

(事務局) 神奈川県からは、保険料を下げるための法定外繰入については好ましくないというような指導がある。

(会長) 世帯の構成内容によって、保険料の増額にバラツキがあるが平準化はできないものなのか？

(事務局) 家族が増えることにより均等割の負担が増える影響はある。料率を下げたとしても世帯構成が多い区分についての負担は大きくなる。また、激変緩和が無くなることにより、控除額が大きい世帯の負担は大きくなる。葉山町においては、保険料率の算定方式について三方式(所得割・均等割・平等割)を採用しているが、二方式(所得割・平等割)等の算定方式に見直すことも必要となる。神奈川県内市町村では、三方式が一番多い状況ではある。

(会長) 保険料率を決定するにあたって、様々なパターンで検証はしたのか？

(事務局) 保険料率を変えることにより率計算の比較はしたが、H29 年度の保険料率としては提案した料率が適切であるという結論になった。

(委員) 年間保険料の比較にある各区分において、税金だとどのくらいの負担をしているのか？

(事務局) 税率について手持ちに資料が無いが、住民税だと住民税課税標準額に税率を乗じることとなる。所得税について控除額が住民税と若干違い手厚くなるので、その分、課税標準額は少なくなるが、その額に所得税率を乗じた金額となる。

(会長) 議題1について、ご承認をいただいでよろしいでしょうか。

(委員) 異議ありません。

(会長) 異議なしと認め、事務局(案)を承認することとします。

## (2) その他について

(事務局) 次回の協議会については、8月に開催を予定しております。平成28年度の決算について御審議いただく予定です。よろしくお願いたします。

(会長) 本日の議題につきましては全て終了しました。

これもちまして、葉山町国民健康保険運営協議会を閉会といたします。